

令和7年1月定例教育委員会会議録

1. **開催日時** : 令和7年1月29日(水) 9時00分から10時00分まで
2. **会 場** : 白杵市役所 白杵庁舎1階 中会議室
3. **出席委員** :

教育長	安東 雅幸
教育長職務代理者	神田 岳委
委 員	佐藤 雄一
委 員	木本 邦治
委 員	村上 睦美
4. **出席職員** :

教育次長兼教育総務課長	佐藤 忠久
学校教育課長	新名 敦
社会教育課長	川辺 宏一郎
文化・文化財課長	日高 昌幸
学校教育課参事監	麻生 幸誠
学校教育課総括課長代理	高田 教一
学校教育課課長代理	武野 功
文化・文化財課総括課長代理	東 貴則
教育総務課総括課長代理	田中 寛美
教育総務課主任	佐藤 祥次
5. **傍聴人** : なし

1. 開会宣言

(事務局)

それでは、本日の出席者の報告を行います。本日出席者5名、欠席者0名で出席者が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により、本会は成立となりました。以上報告いたします。

(教育長)

これより白杵市教育委員会、令和7年1月定例会を開催いたします。

本日の委員会の会期は、本日限りといたします。次に、会議録署名委員に神田教育長職務代

理者と木本委員の2名を指名いたします。

今回の日程のうち、非公開とするのは「3. 協議事項」のうち、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて(教職員(小・中学校)の内申について)」を非公開としたいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」に基づき、採決を行います。これに賛成の委員は挙手願います。

(委員 挙手あり)

(教育長)

全会一致で非公開とします。

2. 教育長報告

(教育長)

続きまして、「2. 教育長報告」を行います。別紙の令和6年度1月行事予定表をご覧ください。

6日、仕事始め式、新年祝賀互例会、定例課長会、三役日程調整会議が行われました。

7日、定例記者会見が行われました。

8日、小・中学校の3学期始業式、事務局連絡会議が行われました。

9日、政策監会議、定例校長・所長会が行われました。大分大学豊友会より図書の寄贈をいただきました。今回は臼杵市出身の作家がデザインした本を小・中学校へ寄贈していただきました。

10日、小学校の臼杵市基礎基本テストが行われました。本来であれば小学校と中学校で同日に行う予定でありましたが、新臼杵市施行20周年記念式典が開催される関係により、中学校は15日(水)に実施しました。また、大分教育事務所プロジェクト会議が行われました。

11日、新臼杵市施行20周年記念式典が開催されました。国会議員をはじめ、県内各市町村長、県議会議員、市議会議員、臼杵市と交流がある市区町村長等に参加していただきました。

12日、臼杵市二十歳のつどいが行われました。

13日、第27回吉四六かるた大会が行われました。

14日、道路拡幅の関係により、市浜小学校の校舎とグラウンドを結ぶ橋を取り壊しておりましたが、橋の工事が終了し、渡れるようになったため、全校生徒で渡り初めを行いました。「きずな橋」という名前になりました。

15日、中学校の臼杵市基礎基本テストが行われました。結果がもう少しで届きますので、分析を行い、今年度中に必要な知識等を習得するよう指導を行っていきたいと思います。

17日、中野市長と田村副市長の退任式が行われました。

20日、西岡市長の就任式が行われました。新副市長につきましては、3月議会で上程を行いま

す。

21日、事務局連絡会議が行われました。

22日、定例課長会が行われました。午後には白杵市部落差別解消推進・人権教育研究大会が野津中央公民館・市浜小学校・白杵中央公民館の3会場で開催され、7つの部会に分かれ、研究発表会が行われました。

23日、3月補正予算のレク、教頭研修会が行われました。

24日、社会教育委員会議のレク、情報連絡会議が行われました。

28日、白杵石仏特別祈願法要が行われました。

29日、定例教育委員会です。午後には大分教育事務所長が来訪されます。

以上で教育長報告を終了しますが、ご質問等ありますでしょうか。

(村上委員)

13日(月)に開催された第27回吉四六かるた大会に参加させていただきました。コロナウイルスにより3年間開催されませんでしたが、昨年度は30名程度でありましたが、今年度は50名弱の参加でありました。子どもたちが一生懸命に取り組んでいる姿に感銘を受けましたので、報告いたします。

(教育長)

ご意見ありがとうございます。白杵っこかるたも完成しました。いきなり大会にするということは難しいと思いますので、今年度は各こども園で大会をしていただくようになっております。賞状等につきましては、市の方で準備する予定であります。白杵っこかるたが定着するようになれば、大会の開催を検討したいと考えております。その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

これをもって教育長報告を終わります。

3. 協議事項

〈非公開〉

(教育総務課長)

続きまして、第1号議案「白杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について」の説明を教育総務課からお願いします。

(教育総務課長)

第1号議案「白杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について」の説明を行います。白杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求めます。理由につきましては、部活動の地域移行に伴い、使用料の減免及び減免対象を変更するとともに、所要の規定の整備をする必要があるためであります。資料編の3ページをご覧ください。新旧対照表が記載されており、右側が現行、左側が改正案となっております。第4条第1項ウ記載の「学校教育関係団体」を「白杵市内の学校教育関係団体」と改めるものです。同項エ「自治会」を「白杵市内の自治会」と改めるものです。同項オに「白杵市内の地域クラブ(中学生が所属する地域スポーツ活動及び地域文化活動を行う団体をいう。)が練習及び試合等で使用するとき。」という文言を加え、使用料の免除対象に追加いたしました。第4条第3項中の「白杵市人権・同和教育研究会」を「白杵市部落差別解消推進・人権教育研究会」、「地域スポーツ団体」を「白杵市内の地域スポーツ団体」と改めるものであります。様式の変更箇所については資料編の6ページ～8ページに記載してありますので、ご確認をお願いします。以上で説明を終わります。

(教育長)

第1号議案「白杵市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(村上委員)

今回の第4条第1項のウ、エ、オに「白杵市内の」という文言を追加した理由として、白杵市内ではない団体の施設利用があったということなののでしょうか。

(教育総務課長)

今までは白杵市内の児童・生徒が所属している団体であれば減免対象となっておりましたが、市外の団体が白杵市の学校施設を利用するという事例がありましたので、そのような団体につきましては、有料にすべきではないかということで免除対象から外させていただきました。基本的には社会教育課のスポーツ団体に所属している団体を免除対象としております。

(村上委員)

分かりました。ありがとうございます。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第1号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第2号議案「白杵市立通学区域設定規則の特例に関する要綱の一部改正について」の説明を学校教育課からお願いします。

(学校教育課長)

第2号議案「白杵市立通学区域設定規則の特例に関する要綱の一部改正について」の説明を行います。白杵市立通学区域設定規則の特例に関する要綱の一部改正について、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めます。理由としましては、通学区域外の就学を許可する本要綱のなかで、小学校のみ但し書きにより通学距離の基準が定められていることから、但し書きの部分を削除し、通学距離の短い学校への通学を認めることとしたいためであります。資料編の9ページをご覧ください。「1. 経過、理由等」をご覧ください。本要項は、白杵市立学校の通学区域を設定するにあたり、通学区域外の就学を許可することに関して必要な事項を定めたものである。通学区域外の就学を許可する基準の一つである「指定された通学校よりも隣接区域にある他の学校へ通学する方がより安全性が高く、通学距離が短いとき。」については、「但し、小学校については、通学距離が2分の1以下であるとき。」と但し書きがあるため、小学校のみ隣接区域にある他の学校の通学距離が指定された通学校の通学距離の2分の1以下である必要がある。身体が未発達の状態にあり、体力の少ない小学生の方が通学距離の短い学校へ通学することにより安全性が高いことは明白であり、小学生のみ通学距離に条件を付することは妥当性がないため、但し書きによる通学距離に関する条件を撤廃するものであります。今までは但し書きで小学校の通学距離が2分の1以下という文言がありましたが、この文言を削除し、通学距離が短い学校へ就学できるようにし、区域外通学を求めるとしたいと考えております。以上で説明を終わります。

(教育長)

第2号議案「白杵市立通学区域設定規則の特例に関する要綱の一部改正について」の説明がありました。ご質問等ありますでしょうか。

(神田教育長職務代理者)

この但し書きを削除することによって、1メートルでも近い学校へ通学できるようになるという認識でよろしいでしょうか。

(学校教育課長)

その通りでございます。

(神田教育長職務代理者)

分かりました。ありがとうございます。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第2号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第3号議案「臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱の一部改正について」の説明を学校教育課からお願いします。

(学校教育課長)

第3号議案「臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱の一部改正について」の説明を行います。臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求めるものです。理由につきましては、幼児教育と小学校教育の充実を目指し、これまで方針・計画の素案を協議していた臼杵市幼児教育推進協議会を臼杵市幼少連携推進協議会へ名称変更し、各園・小学校職員の連携を推進する必要があるためであります。別紙資料の14ページをご覧ください。「1. 経過、理由等」をご覧ください。本要項は臼杵市の幼児教育の充実を図ることを目的として事項を定めたものである。令和3年7月、文部科学省から「幼児教育スタートプラン」が発表され、令和4年度から「幼保小の架け橋プログラム」が始まり、令和5年2月に出された中央教育審議会の「まとめ」の中にも、「1. 架け橋期の教育の充実」という中に「②架け橋期のカリキュラムの作成」が位置付けられている。令和5年度から2年かけて臼杵市でも作業部会を開催し、この度「臼杵市架け橋期のカリキュラム」の「モデルプラン」が完成しました。これを受けて、これまでも幼児教育を推進するだけでなく、架け橋期(5歳児から小学校1年生の2年間)を含めた幼少連携を推進していく必要性がある。幼少連携を推進していくにあたり、幼児教育と小学校教育の充実を目指し、本協議会を幼少連携の最高位に位置づけ、これまで方針・計画の素案を協議していた臼杵市幼保小連携推進委員会は各園・小学校職員の研修の機会でもあるため臼杵市幼少連携協議会に名称変更するものであります。資料の15ページをご覧ください。右側が現行で、左側が改正案になります。「臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱」を「臼杵市幼少連携推進協議会設置要綱」と名称変更し、各種文言の修正を行っておりますので、ご確認をお願いします。以上で説明を終わります。

(教育長)

第3号議案「臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱の一部改正について」の説明がありました

が、ご質問等ありますでしょうか。

(村上委員)

今まで幼児教育のみに特化した名称であったため、内容は変わりますが、幼少連携推進協議会に変更したことは良いことだと思いました。

(教育長)

ご意見ありがとうございます。その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第3号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第4号議案「白杵市幼少連携推進協議会委員の委嘱又は任命について」の説明を学校教育課からお願いします。

(学校教育課長)

第4号議案「白杵市幼少連携推進協議会委員の委嘱又は任命について」の説明を行います。白杵市幼少連携推進協議会委員の委嘱又は任命について、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に基づき議決を求めるものです。理由につきましては、白杵市幼児教育推進協議会設置要綱による委員を委嘱又は任命をし、白杵市幼少連携推進協議会を開催する必要があるためとなっております。資料編に委員名簿を添付しておりますので、ご確認をお願いします。以上で説明を終わります。

(教育長)

第4号議案「白杵市幼少連携推進協議会委員の委嘱又は任命について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(木本委員)

委員となっている小学校教諭の4名に関しては、コーディネーターを兼ねているのでしょうか。

(学校教育課長)

小学校教諭の4名に関しては、コーディネーターという位置づけで委員に推薦しております。

(木本委員)

分かりました。今後はなるべく白杵市全域にコーディネーターを配置していただけると幸いです。

す。

(学校教育課長)

ご意見ありがとうございます。昔は年間を通じて、小学校から幼稚園等に教諭を派遣して研修を実施しておりましたが、現行ではそれが無い状態であります。そのため、木本委員がおっしゃるようになるべく白杵市全域に派遣できるように調整していきたいと思っております。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第4号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第5号議案「白杵市公民館条例施行規則の一部改正について」の説明を社会教育課からお願いします。

(社会教育課長)

第5号議案「白杵市公民館条例施行規則の一部改正について」の説明を行います。白杵市公民館条例施行規則の一部改正について、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求めます。理由につきましては、白杵市公民館条例の一部改正に伴い、規則の一部改正を行う必要があるためであります。別紙資料をご覧ください。令和7年4月1日より、市内5地区の地区公民館(田野地区公民館、南野津地区公民館、海辺地区公民館、佐志生地区公民館、下北地区公民館)がコミュニティセンター化することに伴い、地区公民館に係る記載を削除する必要があるため、本規則区の改正を行います。新旧対照表をご覧ください。右側が現行で左側が改正案となります。第3条3項記載の「地区公民館は、それぞれの地域内の住民に対し、その地域の規模及び実情に即した事業を行うものとする。」を削除いたします。第5条2項中の「及び地区公民館」を削除いたします。第9条8項、9項記載の「白杵市ボーイスカウト」及び「白杵市ガールスカウト」につきましては、活動していない団体であるため、削除いたします。様式につきましては、田野地区公民館と南野津地区公民館の記述を削除し、野津中央公民館の施設・附属設備に係る記載事項を追加いたします。以上で説明を終わります。

(教育長)

第5号議案「白杵市公民館条例施行規則の一部改正について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(村上委員)

今まで様々な事業を行っていたと思いますが、コミュニティセンター化することによって完全に手が離れるという認識でよろしいでしょうか。

(社会教育課長)

コミュニティセンター化され、管轄する部署が変更となりますが、今まで行ってきた事業機能を落とさないように助言をしていく方針であります。

(村上委員)

分かりました。ありがとうございます。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第5号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第6号議案「白杵市公民館事務処理既定の一部改正について」の説明を社会教育課からお願いします。

(社会教育課長)

第6号議案「白杵市公民館事務処理既定の一部改正について」の説明を行います。白杵市公民館事務処理既定の一部改正について、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求めるものです。理由につきましては、白杵市公民館条例の一部改正に伴い、既定の一部改正を行う必要があるためであります。資料24ページの新旧対照表をご覧ください。第3条第1項第5号記載の「地区公民館(白杵地域)の指導助言に関すること」を削除し、第6号～第9号を第5号～第8号へ繰り上げを行います。第3条第2項第4号の「地区公民館(野津地域)の指導助言に関すること」を削除し、第5号～第9号を第4号～第8号へ繰り上げを行います。以上で説明を終わります。

(教育長)

第6号議案「白杵市公民館事務処理既定の一部改正について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(村上委員)

地区公民館に関する記述を削除することによって、今まで行っていた事業等を実施しなくなるという受け取り方をしますが、地区公民館に関する記述を削除する理由について教えていただきたいです。

(社会教育課長)

地区公民館からコミュニティセンターへ名称が変更になりますので、規則に「地区公民館」という記述が載っていることが正しくないということになりますので、この記述を削除しております。

(村上委員)

コミュニティセンター化した場合でも社会教育課の立場として指導助言することは当然の前のような気がするのですが、地区公民館に対してのみ指導助言をしないという風に捉えてよろしいでしょうか。

(教育総務課長)

今までは田野地区公民館と南野津地区公民館については社会教育課の所管となっておりますが、コミュニティセンター化することで所管替えをいたします。そのため、社会教育課の管轄から外れることとなりますので、「地区公民館」という記述は削除することとなります。しかし、コミュニティセンターにおいては生涯学習に関する計画を立てております。そのような運営面に関しましては、社会教育課が今まで実施してきたことの指導助言は行っていく方針であります。あくまでも地区公民館がなくなったため、その記述を削除するものであります。所管替えを行ったとしても、生涯学習に関しては社会教育課の方が精通しているため、指導助言を行っていく方針であります。反対に市長部局の生涯活動に関して、社会教育課が指導助言を行うというような仕組みが4月から行われるようになります。地区公民館がなくなったからといって、コミュニティセンターの活動に関して助言をしないという方針ではないということについて理解していただければと思います。

(村上委員)

分かりました。ありがとうございます。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第6号議案については承認という形で進めさせていただきます。

4. 教育施策に係る報告

(教育長)

これより、「4. 教育施策に係る報告について」に移ります。

「白杵市公立学校のあり方に関する基本計画案に係る地域説明会の開催について」の報告を教育総務課からお願いします。

(教育総務課長)

「白杵市公立学校のあり方に関する基本計画案に係る地域説明会の開催について」の報告を行います。別紙資料をご覧ください。公立学校のあり方に関する基本計画案のパブリックコメントを実施しました。その回答につきましては、今後ホームページに掲載予定であります。地域説明会に関しまして、2月17日(月)～2月26日(水)までの間に7地区で開催する予定となっております。2月17日(月)に野津小学校区に対する説明会を野津中央公民館にて開催し、2月18日(火)に南野津小学校区に対する説明会を南野津地区公民館にて開催し、2月19日(水)に川登小学校区に対する説明会を川登地区コミュニティセンターで開催し、2月20日(木)に佐志生小学校区に対する説明会を佐志生地区農村環境センターで開催し、2月21日(金)に下ノ江小学校区に対する説明会を下ノ江地区コミュニティセンターで開催し、2月25日(火)に上北小学校区に対する説明会を上北地区コミュニティセンターで開催し、2月26日(水)に下北小学校区に対する説明会を下北地区コミュニティセンターで開催する予定となっております。現在、保護者に関しましては、学校を通じて案内をしております。各地区に関しましては、市報発送のタイミングに合わせ、地区回覧する形で案内をしております。市報には文字数の関係で詳細に掲載しておりませんが、QRコードを読み込んでもらう形で掲載し、ホームページにつきましては、現在掲載しているところであります。地域力創生課の関係者にも出席依頼をしておりますので、各地区から様々な意見が出るのではないかと考えております。以上で説明を終わります。

(教育長)

「白杵市公立学校のあり方に関する基本計画案に係る地域説明会の開催について」の報告がありました。ご質問等ありますでしょうか。

(村上委員)

教育委員も地域説明会に伺ってよろしいでしょうか。

(教育総務課長)

お時間が許す方につきましては、来ていただければと思います。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(佐藤委員)

福良ヶ丘小学校区や市浜小学校区等の今回の適正配置対象外の地区には説明があるのででしょうか。

(教育総務課長)

基本的には当該学校区のみ限定しております。当該小学校区の保護者、地域の方々、教職員等を対象にしておりますが、説明会を聞きたいという方がいる場合は来ていただいて構いません。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

その他、教育施策に係ることでご質問等ありますでしょうか。

(神田教育長職務代理者)

全国的に通り魔に関する事件が増えてきております。その際に、自宅待機するのか学校に登校させるのかという白杵市としての基準があるのかどうかお伺いします。

(学校教育課長)

その際に関する指針等については定めておりません。このような犯罪に関わることにつきましては、教育委員会だけで判断できませんので、警察と連絡を取りながら対応する形になるかと思えます。北九州市で起こった件につきましては、犯人が捕まっていない状況で近隣市町村となった場合には、自宅待機ということも考えられます。また、メール等で爆破予告等があった場合は、県教委と警察と連絡を取りながら対応する形になると思います。

(神田教育長職務代理者)

分かりました。ありがとうございます。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、教育施策については終わりたいと思います。

5. 教育予算について

(教育長)

これより、「5. 教育予算について」に移ります。

今回、事務局からの報告事項はありませんが、教育予算に係ることについて、委員の皆様からご意見等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、教育予算については終わりたいと思います。

6. その他

(教育長)

続きまして、「6. その他」に移ります。

「小・中学校卒業式の出席について」の説明を学校教育課からお願いします。

(学校教育課長)

別紙資料をご覧ください。こちらの方で卒業式に出席していただく学校を記載しておりますので、ご確認をお願いします。詳細な時間につきましては、後日連絡をさせていただきます。ご都合の悪い方につきましては、ご連絡をお願いいたします。以上で説明を終わります。

(教育長)

「小・中学校卒業式の出席について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

その他に関することをご質問等ありますでしょうか。

(佐藤委員)

全国的に教員不足ということやニュースや新聞等で報道されており、臼杵市でも欠員が生じていると聞いております。臼杵市の現状と今後の解決策があれば教えていただきたいです。

(学校教育課長)

臼杵市におきましては、令和6年4月当初は欠員が少ない状況でありましたが、年度途中で産休・育休の補充ができず、数名の欠員という状況であります。教職員は県費負担教職員となっておりますので、基本的には県教委と相談しながら、欠員を補充していくという流れになります。それでも補充されない場合は、市教委や校長先生や教頭先生、各校教職員の知り合いの方々をお願いをしながら行っている状況ですが、欠員解消には至っておりません。

(佐藤委員)

分かりました。ありがとうございます。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

7. 閉会

(教育長)

以上をもちまして、1月定例教育委員会を閉会いたします。